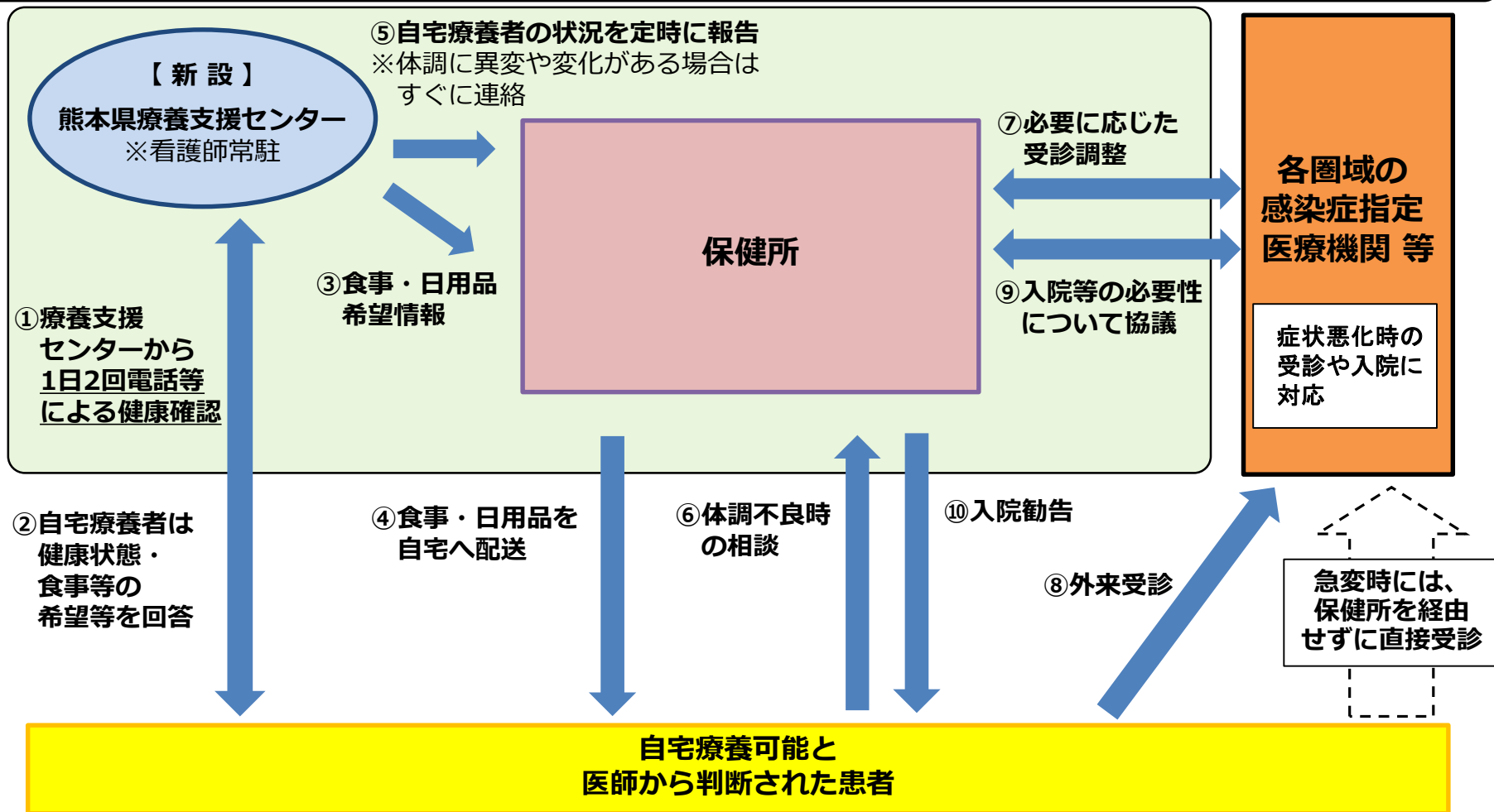


自宅療養時における見守り体制について



※自宅療養者の健康観察については、各保健所に対応できる場合は保健所から同様に1日2回電話確認を行う
 ※濃厚接触者についても当センターから電話等により健康確認を実施（1日1回）
 ※④については、食事・日用品は各自準備が基本とするが、準備できない方は配食サービス等で提供
 ※⑥～⑧については、患者が直接医療機関へ相談できる体制を整えている圏域もあり